

令和 8 年 7 月 1 7 日
千葉県農地中間管理機構
(公益社団法人千葉県園芸協会)

農地中間管理事業（貸借）を活用している皆様へ

令和 8 年度賃料（金納）に関する契約変更・解約手続きのお願いについて

令和 8 年度賃料（金納）の対象となる契約変更や解約事由が生じた場合、円滑な賃料の口座振替（振込）のため、令和 8 年 8 月 2 1 日（金）までに市町村経由で千葉県農地中間管理機構（公益社団法人千葉県園芸協会）へ必要書類をご提出ください。

【例】

- ・ 土地売却、耕作者変更、土地所有者の死亡（相続の発生）
- ・ 賃料の支払方法等の変更 など

機構での提出書類の確認や各種システム登録処理の都合上、上記期限までに必要書類の提出がない場合、現行の契約内容にて口座振替（振込）を行う場合があります。

なお、契約上、賃料（金納）については、機構が耕作者から口座振替を行い、機構が土地所有者へ口座振込を行うこととなっておりますので、土地所有者と耕作者間で直接受け払いすることがないようにご注意ください。